

再配達削減に係る宅配バッグ県民モニター事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

再配達削減に係る宅配バッグ県民モニター事業業務委託

2 委託業務の目的

近年、ライフスタイルの多様化に伴い、電子商取引（ＥＣ）が急速に拡大し、宅配便の取り扱い個数が増加している一方、宅配便の再配達は、二酸化炭素排出量を増加させるだけでなく、宅配事業者の業務時間増につながり、宅配ドライバーの労働環境を悪化させ、人手不足を加速させるおそれがあり、重大な社会問題の一つとなっている。

利便性の高い日本の宅配サービスを維持し、より良いものにしていくためにも、再配達の削減に向けた消費者の行動変容が不可欠であり、これにより、二酸化炭素排出による環境負荷の軽減や宅配ドライバーの負担軽減を図り、持続可能な宅配サービスの実現に向けた取組が求められている。

このことから、再配達の削減につながる取組である「置き配」サービスの利用を県内で一層推進することを目的に、全国的に徐々に普及が進む宅配バッグをモニターに使用してもらい、再配達削減の効果や課題等を調査・分析し、県内での普及に向けた取組のための資料とする。

また、モニターの募集と併せて、県民の再配達に対する問題意識を高めるための啓発事業を実施し、再配達削減に向けた県民の意識を醸成する。

3 委託業務の期間

契約締結日から令和８年２月２７日（金）までとする。

4 委託業務の概要

以下の仕様にに基づき本事業に係る業務を行うこととし、詳細については企画提案内容をもとに、三重県と受託者が協議し、調整のうえ、決定する。

（１）委託業務の内容

ア 再配達削減の機運醸成に向けたＰＲ

- ・ 宅配便の再配達が、二酸化炭素排出量を増加させ、地球環境に負荷を与えていることや、宅配ドライバーの労働環境の悪化につながり、人手不足を深刻化させるおそれがあることなどについて、周知・啓発すること。
- ・ 宅配事業者や国等が実施する再配達削減に向けた既存の取組（時間帯指定、コミュニケーションツールによる配達予定通知、自宅外での

受け取り及び置き配等) について、県民に広く周知を行うとともに、効果の最適化を念頭に、手段の選択、発信内容、回数等を工夫すること。

- ・ 再配達削減の啓発の対象として効果的な層(例: ECサイトを頻繁に利用する層等) へ周知できるよう、ターゲット層を考慮した上で実施すること。

イ モニターの募集及び選定

- ・ 募集するモニターの概要は以下のとおりとする。
 - ① 人数
三重県内に在住する 1,000 名
 - ② モニタリング期間
委託業務の期間内の 3 か月間
 - ③ モニター応募条件<必須>
 - i. 三重県内に在住していること。
 - ii. モニタリング期間中の受取記録やモニタリング期間終了後のオンラインでのアンケート調査に協力できること。
 - iii. 自宅の玄関先等に宅配バッグを設置できる環境にあること。
 - iv. 月に複数回、宅配便での受取があること。
 - v. 提供された宅配バッグを転売・譲渡等しないこと。
 - ④ その他
 - i. 各モニターへ提供する宅配バッグは、4 (1) ウ内に記載のとおりとする。
 - ii. モニタリング期間終了後、宅配バッグは各モニターへ無償提供する。
- ・ モニターの募集にあたっては、モニター実施による実証効果が最大となるよう、モニター構成(年齢層や居住地域等) を想定し、それに基づき、募集に使用する広報媒体を選択すること。
- ・ モニター募集については、宅配事業者店頭でのチラシ配布等、紙媒体によるもののほか、ウェブ・SNS 上での広告等の活用も可とする。
- ・ これらのほか、本事業を進める上で効果的と考える広報等について検討及び提案すること。
- ・ モニターへの応募受付に際しては、オンライン上で必要事項の入力を求める応募フォーム等を作成すること。応募者へ入力を求める項目については、名前や年代、住所、連絡先等の基本情報のほか、地域特性、住宅環境、家族構成、宅配便の受取頻度等、モニターとして十分な実証効果を得るために必要と思われる情報を収集するものとす

る。

- ・ モニターへの応募は、1世帯につき1件の応募まで可能とするが、同一住居に暮らす多世帯住宅については、宅配バッグの実用性や効果の点から、1住居につき1件の応募まで可能とする。
- ・ 上記の前提に基づき、十分な実証効果が得られるよう、応募者から収集する情報（宅配便の受取頻度等）やモニターの募集方法を提案すること。
- ・ オンライン上の応募フォーム等を作成するにあたっては、個人情報の保護や漏洩等がないよう細心の注意を払うこと。

ウ モニターへ提供する宅配バッグの調達及び配送

- ・ モニターへ提供する宅配バッグ 1,000 個を調達し、モニタリング期間開始までに各モニターへ提供すること。
- ・ モニターへ提供する宅配バッグは以下のとおりとする。

【宅配バッグ OKIPPA（Yper 株式会社が提供するもの）】

※OKIPPA 関連情報

参考サイズ：バッグ使用時／約 70×66 cm（容量 57L）、

折りたたみ時／約 13×13cm（厚さ 5 cm）

材質：本体／ポリエステル（撥水加工）

耐荷重：約 13kg

付属品：宅配バッグを施錠するための南京錠と鍵が2つ、
約 1m の巻き取り式ワイヤー

- ・ OKIPPA の初期不良発生時は、受託者責任の下、交換対応等を行うものとする。
- ・ 配送状況を確認できる方法にて配送し、配送結果を三重県へ報告すること。
- ・ OKIPPA と合わせて事業説明、アンケート回答についての案内文を同封すること。

エ アンケート調査の実施

- ・ モニタリング期間終了後には、全モニターに対して、置き配の普及や再配達削減に向けた課題等を把握するためのアンケート調査を実施すること。
- ・ アンケート調査については、モニターがオンラインにてアンケート内容を入力および送信できることを前提とし、モニターの利便性や負担軽減を考慮した上で、方法を提案すること。
- ・ 各モニターには、モニタリング期間中の宅配便の受取回数、再配達の回数、宅配バッグ利用状況などを記録し、アンケートにて回答しても

らうこととし、モニターの利便性や負担軽減を考慮した受取記録の方法を提案すること。

- ・ アンケート調査項目は、三重県と受託者との協議により決定すること。
- ・ 全モニターに対するアンケート調査を実施後、集計等を行い、分析を行ったうえで、調査結果を三重県へ報告すること。

オ その他、上記ア～エに付随する業務

※ア～オの実施に必要な経費は、いずれも委託費の範囲内で対応すること。

※ア～オの実施スケジュール（作業工程）を作成し、三重県に報告すること。

（２）スケジュール案

事業実施に係るスケジュール案は以下のとおりとする。

なお、詳細なスケジュールについては、三重県と受託者が協議のうえ、決定する。

＜令和７年度＞

- | | |
|-------|--------------------------------|
| ４月 | 企画提案コンペ募集開始 |
| ５月 | 審査（プレゼンテーション等）、契約締結 |
| ６月～８月 | 県民モニターの募集、県民モニター決定、宅配バッグの購入・配送 |
| ９～１１月 | モニタリング期間 |
| １２～１月 | アンケート調査の実施、回収、集計 |
| １～２月 | アンケート調査結果のとりまとめ・報告書の作成、提出 |

（３）業務の実施体制

- ア 事業の実施にあたっては、事務局を設置するとともに、業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- イ 事務局は、受託者が確保する場所において設置すること。
- ウ 事業を計画的、効率的かつ確実に実施できる人員、設備（パソコン、電話等）の配備等の運営体制について提案すること。
- エ 三重県等の関係機関との連絡、調整が迅速に行える体制とすること。

（４）その他

協議の結果、上記以外で対応が必要となった業務については、三重県と受託者が協議のうえ、委託費の範囲内で調整して対応すること。

５ 委託経費及び支払い条件等

- （１）委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。

- (2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を三重県に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

6 委託業務の納品物件・報告期限

(1) 納品物件

事業終了後、期限までに三重県あて納品物件として以下の成果物等を提出すること。なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって三重県に帰属するものとする。

※以下の電子データは **CD-R・USB** メモリ等に格納し提出すること。

① 実施報告書（A4サイズ1部）及び電子データ

- i. 事業の実施結果を実施報告書としてまとめるとともに、事業効果を測るために必要なデータやアンケート等を収集し、分析結果としてまとめること。

② 業務に関して作成した全ての成果物（電子データで提出）

- i. 作成した画像・映像データ等を提出すること。

(2) 報告期限

令和8年2月27日（金）

7 業務実施上の条件等

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、三重県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を三重県に提出し、三重県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了

後も同様とする。

(5) 成果物の所有権

本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

(6) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者は、業務の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をする。

ウ 三重県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、三重県と協議を行うこと。

(7) 契約不適合責任

ア 三重県は、成果品に種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受託者に対して、その契約不適合の修補、代替品の引渡し、不足品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、三重県に不相当な負担を課するものでないときは、三重県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

イ (7) アに規定する場合において、三重県は、同項に規定する履行の追完の請求「以下「追完請求」という。」に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

ウ (7) アに規定する場合において、三重県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、三重県は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。この場合において、業務委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。

エ 追完請求、前項に規定する業務委託料の減額の請求（以下「業務委託

料減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。)が三重県の供した材料の性質又は与えた指図によって生じたものであるときは行うことができない。ただし、受託者が、その材料又は指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

オ 三重県が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、三重県は、その不適合を理由として、追完請求、業務委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引き渡したときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

8 担当

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部広域交通・リニア推進課 石川・尾上

電話 059-224-2805